

羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘
指定介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会が運営する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）は介護保険法に従い、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等ご利用いただき、介護福祉サービスを提供する。

(基本方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の支援を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘
- (2) 所在地 苫前郡羽幌町栄町97番地の1

(職員の種類、職員及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1人以上（常勤）

生活相談員は、施設サービス計画に基づき、入居者の社会的便宜及びその者が日常生活を営むことができるよう入居者又は、その家族に対し、常に入居者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導を行う。

- (3) 介護職員 17人以上（常勤換算）

介護職員は、入居者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

- (4) 看護師 2人以上（常勤換算）

看護師は、入居者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき、健康保持のために必要な措置を講ずる。

(5) 医師 1人以上

医師は、入居者の健康状態を常に把握し、健康保持のために適切な措置を講ずる。

(6) 栄養士 1人以上

管理栄養士及び栄養士は、入居者の心身の状況及び嗜好を考慮し、栄養ケア、マネジメント計画、献立作成、栄養計算などを行い、適切な食事の提供に努める。

(7) 介護支援専門員 1人以上（内1人以上は常勤）

介護支援専門員は、入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(8) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、入居者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(9) 事務職員 1人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 施設の利用定員は、50名とする。

（サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 サービス内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割までのいずれかの額とする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立支援
- (3) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善及び維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談・助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を入居者から徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ただし、介護保険負担限度額認定証等の発行を受けている者については、その認

定証に記載された金額（1日当たり）

食事の提供に要する費用	基準 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証等に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室	1,445円	300円	390円	650円	1,360円

(2) 居住に要する費用（光熱水費相当額）

ただし、介護保険負担限度額認定証等の発行を受けている者については、その認定証に記載された金額（1日当たり）

※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合、第1段階～第3段階の方は、6日間までは介護保険負担限度額認定証に記載されている金額の適用が受けられますが、7日目からは基準の料金を負担していただくことになります。

居室（滞在）に要する費用	基準 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証等に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室	855円	0円	370円	370円

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用料等について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 職員は、サービスの実施中に入居者の病状に急変、その他、緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止)

第9条 施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第10条 施設は、非常災害に関する具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回以上定期的に防火訓練を行う。

(職員研修)

第11条 施設は、職員の資質向上をはかるための研修の機会を設けるものとし、又は、事業体制を整備する。

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持するものとする。
2 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(入居者が守るべき事項)

第13条 入居者は次の事項を守ることとする。
(1) 健康増進法に基づき施設内では禁煙とすること。
(2) 非常災害発生の際は職員の指示に従って行動すること。
(3) 管理区域にはみだりに立ち入らないこと。（洗濯室、汚物処理室、厨房、介護材料室）

(その他)

第14条 この事項に定める事項の他、運営に関する重要事項は羽幌町と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。（H21・11・11 理事会）

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。